

令和4年度 宮崎県高齢者虐待防止連絡会議

日 時 令和5年1月23日(月)
午後1時30分～午後3時
場 所 宮崎県企業局庁舎1F 県電ホール

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 県内における高齢者虐待の状況について(令和3年度)

(2) 県における高齢者虐待防止の取組について

(3) 意見交換

- ・委員から提案いただいた協議事項
- ・その他

(4) その他

4 閉 会

高齢者虐待防止法の概要

1 目的

高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

2 定義

「高 齢 者」： 65歳以上の者

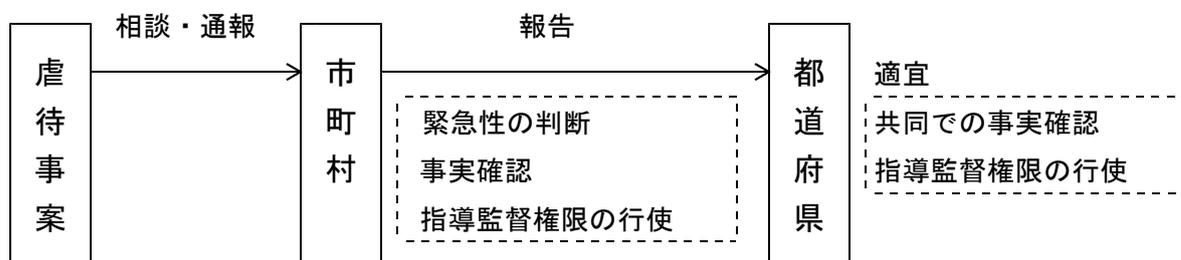
「高齢者虐待」： ①養介護施設従事者等による高齢者虐待
②養護者による高齢者虐待

3 高齢者虐待の種類

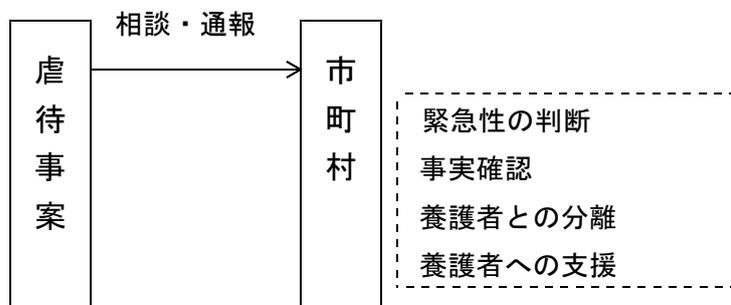
①身体的虐待、②介護放棄・放任（ネグレクト）、③心理的虐待、④性的虐待、
⑤経済的虐待

4 高齢者虐待防止法等に係る具体的な対応

①養介護施設従事者等による高齢者虐待



②養護者による高齢者虐待



5 施行期日

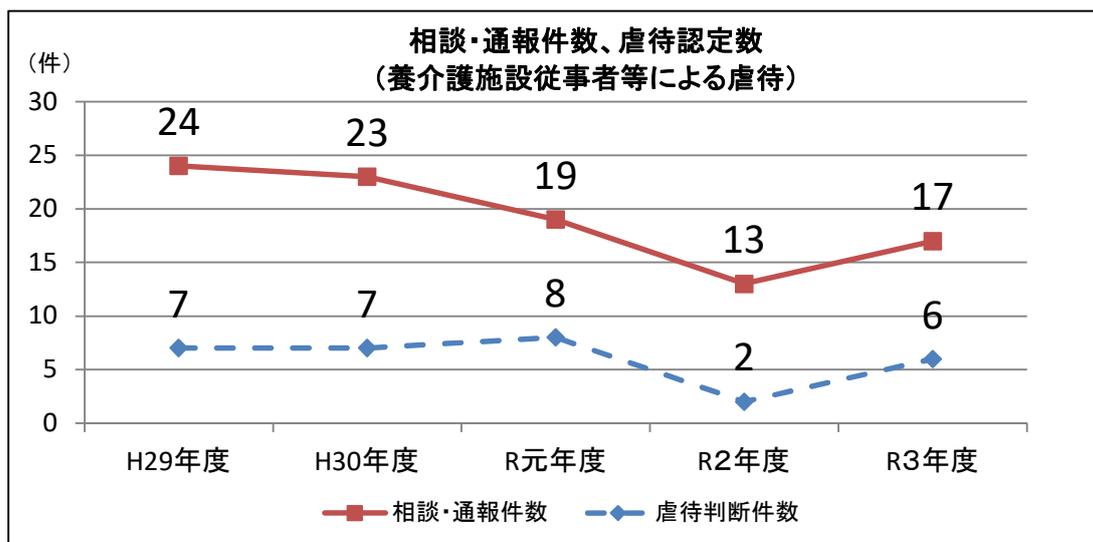
平成18年4月1日

宮崎県内における高齢者虐待件数の推移 (平成29年度～令和3年度)

1 養介護施設従事者等による虐待

単位:件

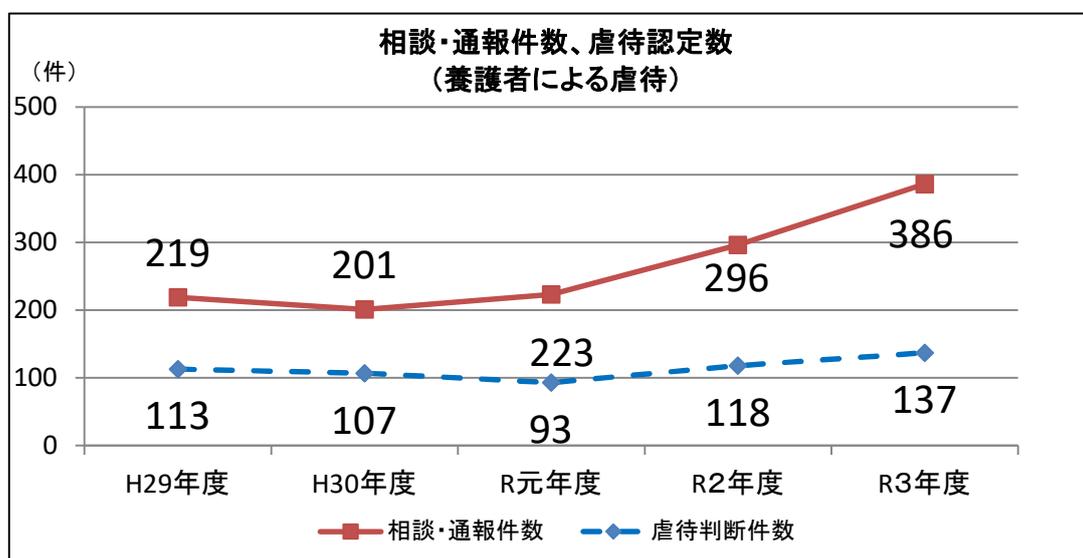
	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
相談・通報件数 (前年度比)	24 2	23 ▲ 1	19 ▲ 4	13 ▲ 6	17 4
虐待判断件数 (前年度比)	7 ▲ 1	7 0	8 1	2 ▲ 6	6 4



2 養護者による虐待

単位:件

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
相談・通報件数 (前年度比)	219 74	201 ▲ 18	223 22	296 73	386 90
虐待判断件数 (前年度比)	113 22	107 ▲ 6	93 ▲ 14	118 25	137 19



県内における高齢者虐待の状況について（令和3年度）

調査の概要

【調査目的】

令和3年度における養護者及び養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応状況等を把握することにより、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査方法】

県内26市町村に、令和3年度中に新たに相談・通報があった高齢者虐待に関する事例、及び令和2年度以前に相談・通報があり、令和3年度において事実確認や対応を行った事例について、主として以下の項目の質問で構成される調査を行った。

- (1) 養介護施設従事者等による高齢者虐待
 - ① 相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - ② 事実確認の状況と結果
- (2) 養護者による高齢者虐待
 - ① 相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - ② 事実確認の状況と結果
 - ③ 虐待の種別・類型
 - ④ 被虐待高齢者の状況
 - ⑤ 虐待への対応策
- (3) 虐待等による死亡事例の状況
- (4) 高齢者虐待対応に関する整備の状況

【用語解説】

「養介護施設従事者等」とは

- ・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養護者」とは

- ・「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

【留意事項】

- ・割合（％）は切り捨てしているため、内訳の合計が100%に合わない場合がある。
- ・表中の上段の数字が令和3年度の調査結果。表中の下段の括弧内の数字は令和2年度の調査結果。

1 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報対応件数 (表1)

令和3年度に受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、17件であった。令和2年度は13件であり、4件(30.7%)増加した。

表1 相談・通報件数

	R3年度	R2年度	増減 (%)
件数	17	13	4(31.5%)

(2) 相談・通報者 (表2)

相談・通報者の内訳は、「当該施設職員」が25%と最も多く、次いで「家族・親族」が20%であった。

※ 1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は相談・通報件数17件と一致しない。

表2 相談・通報者内訳

	本人	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	施設事業所の管理者	医療機関従事者	介護支援専門員	介護相談員	地域包括支援センター職員	社会福祉協議会職員	県	警察	その他	不明	合計
人数	0 (1)	4 (3)	5 (4)	3 (1)	1 (2)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	1 (1)	20 (13)
割合	0 (7.7)	20.0 (23.1)	25.0 (30.8)	15.0 (7.7)	5.0 (15.4)	5.0 (0)	5.0 (0)	0 (0)	10.0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	10.0 (7.7)	5.0 (7.7)	100.0 (100.0)

割合は、相談・通報者の合計人数に対するもの

(3) 相談・通報が寄せられた施設・事業所のサービス種別 (表3)

相談・通報が寄せられた施設・事業所のサービス種別の内訳は、「(住宅型)有料老人ホーム」が47.1%と最も多く、次いで「認知症対応型共同介護」が29.4%であった。

表3 相談・通報が寄せられた施設・事業所のサービス種別

	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護医療院・介護療養型医療施設	認知症対応型共同生活介護	(住宅型)有料老人ホーム	(介護付)有料老人ホーム	小規模多機能型居宅介護等	軽費老人ホーム	養護老人ホーム	短期入所施設	訪問介護等	通所介護等	居宅介護支援等	その他	合計
件数	1	0	0	5	8	1	0	0	0	0	0	1	0	1	17
割合	5.9	0	0	29.4	47.1	5.9	0	0	0	0	0	5.9	0	5.9	100.0

割合は、相談・通報者の合計件数に対するもの

(4) 事実確認の状況（表4）

令和3年度に受け付けた事例17件において「事実確認調査を行った事例」は16件であった。「事実確認調査を行った事例」のうち、虐待の「事実が認められた事例」が6件、虐待の「事実が認められなかった事例」が7件、虐待の「判断に至らなかった事例」は3件であった。

なお、「事実確認調査を行わなかった事例」は1件であった。

表4 相談・通報に関する事実確認の状況

	事実確認調査を行った事例				事実確認調査を行わなかった事例				
	総数	事実が認められた	事実が認められなかった	判断に至らなかった	総数	虐待ではなく調査不要と判断した	調査を予定している又は検討中	都道府県へ調査を依頼	その他
件数	16 (10)	6 (2)	7 (5)	3 (3)	1 (3)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (3)
割合 (%)	94.1 (76.9)	35.3 (15.4)	41.2 (38.5)	17.6 (23.1)	5.9 (23.1)	0 (0)	5.9 (0)	0 (0)	0 (23.1)

(5) 県への報告（表5、6、7）

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）第22条及び同法施行規則第1条の規定により、通報又は届出を受けた市町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該養介護施設等の所在地の都道府県へ報告が義務づけられている。

事実確認調査を行った事例16件のうち、6件の事例について市町村から県へ報告があった。報告の理由は、「虐待の事実が認められた」が6件であった。

表5 養介護施設従事者等による虐待に関する市町村から県への報告

市町村から都道府県への報告	6件 (2件)
虐待の事実が認められた	6件 (2件)
都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある	0件 (0件)

表6 市町村から県へ虐待の事実が認められたと報告があった事例

	(1)	(2)	(3)
①被虐待者の状況	男性 100歳以上 (1名)	男性 不明 (1名)	女性 80歳代 (1名)
②虐待の類型	身体的虐待 心理的虐待	心理的虐待	心理的虐待
③施設の種別	住宅型有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム
④虐待を行った 従事者の職種	介護職	施設長	介護職
⑤市町村がとった措置	改善計画の提出を 依頼	改善計画の提出を 依頼	改善計画の提出を 依頼

	(4)	(5)	(6)
①被虐待者の状況	女性 70歳代 (1名) 女性 80歳代 (1名) 女性 90歳代 (5名) 女性 100歳以上 (1名) 男性 60歳代 (1名) 男性 80歳代 (1名) 男性 90歳代 (1名)	女性 80歳代 (2名) 男性 80歳代 (2名)	女性 80歳代 (2名) 女性 90歳代 (3名) 男性 80歳代 (1名)
②虐待の類型	身体的虐待 経済的虐待	身体的虐待 性的虐待	身体的虐待 介護等放棄 心理的虐待
③施設の種別	住宅型有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム 及び通所介護	特別養護老人ホーム
④虐待を行った 従事者の職種	管理職	介護職	介護職
⑤市町村がとった措置	改善計画の提出を依頼	改善計画の提出を 依頼	改善計画の提出を 依頼

具体的な虐待の内容

- ・平手打ちを繰り返した。
- ・要件を満たさない身体拘束を行った。
- ・大声で威圧的な言動を行った。
- ・介護を行う際に、プライバシーの配慮を怠った。
- ・利用者の預金通帳から必要以上の金額を出金していた。

表7 虐待事例の要因

		件数
運営法人 (経営層) の課題	経営層の倫理観・理念の欠如	1
	経営層の虐待や身体拘束に関する知識不足	4
	経営層の現場の実態の理解不足	3
	業務環境変化への対応取組が不十分	2
	不安定な経営状態	0
組織運営上 の課題	介護方針の不適切さ	3
	高齢者へのアセスメントが不十分	2
	チームケア体制・連携体制が不十分	2
	虐待防止や身体拘束廃止に向けた取組が不十分	5
	事故や苦情対応の体制が不十分	3
	開かれた施設・事業所運営がなされていない	0
	業務負担軽減に向けた取組が不十分	1
	職員の指導管理体制が不十分	4
	職員研修の機会や体制が不十分	6
	職員同士の関係・コミュニケーションがとりにくい	1
	職員が相談できる体制が不十分	3
虐待を行った 職員の課題	職員の倫理観・理念の欠如	5
	職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足	6
	職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足	3
	職員の業務負担の大きさ	1
	職員のストレス・感情コントロール	2
	職員の性格や資質の問題	1
	待遇への不満	0
被虐待高齢 者の状況	介護に手が掛かる、排泄や呼び出しが頻回	3
	認知症によるBPSD（行動・心理症状）がある	4
	医療依存度が高い	2
	意思表示が困難	3
	職員に暴力・暴言を行う	1
	他の利用者とのトラブルが多い	0

2 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報対応件数（表8）

令和3年度に受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、386件であった。令和2年度は296件であり、90件（30.4%）増加した。

表8 相談・通報件数

	R3年度	R2年度	増減（%）
件数	386	296	90(30.4)

(2) 相談・通報者（表9）

「警察」が56.3%と最も多く、次いで「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が14.1%であった。

※ 1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は相談・通報件数383件と一致しない。

表9 相談・通報者

	介護支援専門員・介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待高齢者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	不明	合計
人数	58 (51)	8 (4)	10 (11)	4 (4)	27 (32)	30 (26)	11 (2)	14 (14)	232 (161)	18 (16)	0 (2)	412 (323)
割合（%）	14.1 (15.7)	1.9 (1.2)	2.4 (3.4)	1.0 (1.2)	6.6 (9.9)	7.3 (8.0)	2.7 (0.6)	3.4 (4.3)	56.3 (49.8)	4.4 (5.0)	0 (0.6)	100.0 (100.0)

(3) 事実確認の状況（表10）

「事実確認調査を行った」が89.7%、「事実確認調査を行っていない」が10.3%であった。

事実確認調査を行った事例のうち、「訪問調査を行った事例」が51.2%、「関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が37.5%、法第11条に基づく「立入調査を行った事例」は1.0%であった。事実確認調査を行っていない事例の内訳は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が4.9%であった。

表10 事実確認の実施状況

	件数	割合 (%)
事実確認調査を行った事例	349 (250)	89.7 (83.9)
立入調査以外の方法により調査を行った事例	345 (248)	88.7 (83.2)
訪問調査を行った事例	199 (144)	51.2 (48.3)
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	146 (104)	37.5 (34.9)
立入調査により調査を行った事例	4 (2)	1.0 (0.7)
警察が同行した事例	3 (2)	0.8 (0.7)
援助要請をしなかった事例	1 (0)	0.3 (0.0)
事実確認調査を行っていない事例	40 (48)	10.3 (16.1)
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	19 (44)	4.9 (14.8)
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	21 (4)	5.4 (1.3)
合 計	389 (298)	100.0 (100.0)

※ 事実確認の実施状況には、令和2年度以前に相談・通報があったもののうち、令和3年度に入って事実確認を行ったものを含むため、合計件数は令和3年度の相談・通報件数386件と一致しない。

(4) 事実確認調査の結果（表11）

事実確認の結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例（以下「虐待判断事例」という。）の件数は137件であった。令和2年度は118件であり、19件（16.1%）増加した。

表11 事実確認調査の結果

	件数	割合 (%)
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	137 (118)	39.3 (47.2)
虐待ではないと判断した事例	133 (57)	38.1 (22.8)
虐待の判断に至らなかった事例	79 (75)	22.6 (30.0)
合 計	349 (250)	100.0 (100.0)

以下、虐待判断事例件数137件（被虐待者138人）を対象に、虐待の種別・類型、被虐待高齢者の状況及び虐待への対応等について集計を行った。

(5) 虐待の種別・類型（表12）

「心理的虐待」が53.6%と最も多く、次いで「身体的虐待」が51.4%、「経済的虐待」が18.1%、「介護等放棄」が7.2%であった。

※ 1件の事例に対し、複数の種別・類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は虐待判断事例件数137件と一致しない。

表12 虐待の種別・類型（複数回答）

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
件数	71 (81)	10 (17)	74 (65)	2 (0)	25 (18)	138 (181)
割合 (%)	51.4 (68.1)	7.2 (14.3)	53.6 (54.6)	1.4 (0)	18.1 (15.1)	100.0 (100.0)

※ 割合は、被虐待高齢者数（令和3年度は138人）に対する割合

(6) 被虐待高齢者の状況

ア 性別及び年齢（表13、14）

性別では、「女性」が74.6%、「男性」が25.4%と、「女性」が全体の7割を占めた。年齢階級別では「80～84歳」が23.2%と最も多かった。

なお、1件の事例に対し被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数137件に対し、被虐待高齢者人数は138人であった。

表13 被虐待高齢者の性別

	男性	女性	合計
人数	35 (20)	103 (99)	138 (119)
割合 (%)	25.4 (16.8)	74.6 (83.2)	100.0 (100.0)

表14 被虐待高齢者の年齢

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
人数	12 (13)	31 (23)	21 (22)	32 (23)	26 (24)	16 (13)	0 (1)	138 (119)
割合 (%)	8.7 (10.9)	22.5 (19.3)	15.2 (18.5)	23.2 (19.3)	18.8 (20.2)	11.6 (10.9)	0.0 (0.8)	100.0 (100.0)

イ 要介護認定者数（表15）

被虐待高齢者138人のうち、介護保険の利用申請を行い「認定済み」の者が47.1%であった。

表15 被虐待高齢者の要介護認定

	人数	割合 (%)
未申請	66 (55)	47.8 (46.2)
申請中	2 (1)	1.4 (0.8)
認定済み	65 (51)	47.1 (42.9)
認定非該当(自立)	5 (12)	3.6 (10.1)
不明	0 (0)	0 (0.0)
合計	138 (119)	100.0 (100.0)

ウ 要介護状態区分及び認知症日常生活自立度（表16、17）

要介護認定者66人における要介護状態区分は「要介護1」が30.8%と最も高く、次いで「要介護2」が27.7%であった。

また、要介護認定者における認知症日常生活自立度「Ⅱ以上」の者は53人であり、被虐待高齢者全体（138人）の38.4%を占めた。

表16 要介護認定者の要介護状態区分

	人数	割合 (%)
要支援1	7 (6)	10.8 (11.8)
要支援2	3 (5)	4.6 (9.8)
要介護1	20 (19)	30.8 (37.3)
要介護2	18 (10)	27.7 (19.6)
要介護3	6 (5)	9.2 (9.8)
要介護4	4 (4)	6.2 (7.8)
要介護5	7 (1)	10.8 (2.0)
不明	0 (1)	0.0 (2.0)
合計	65 (51)	100.0 (100.0)

表17 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	人数	割合 (%)
自立又は認知症なし	2 (3)	3.1 (5.9)
自立度Ⅰ	10 (11)	15.4 (21.6)
自立度Ⅱ	37 (29)	56.9 (56.9)
自立度Ⅲ	11 (5)	16.9 (9.8)
自立度Ⅳ	3 (2)	4.6 (3.9)
自立度Ⅴ	0 (0)	0.0 (0.0)
認知症はあるが自立度不明	2 (0)	3.1 (0.0)
認知症の有無が不明	0 (1)	0.0 (2.0)
合計	65 (51)	100.0 (100.0)
自立度Ⅱ以上（再掲）	53 (36)	81.5 (70.6)

※認知症日常生活自立度（自立度Ⅱ）：日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが家庭外で多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態

エ 虐待者との同居・別居の状況（表18）

「虐待者とのみ同居」が50.0%と最も多く、次いで「虐待者及び他家族と同居」が37.7%であり、両者を合わせると87.7%が虐待者と同居であった。

表18 虐待者との同居・別居

	虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
人数	69 (72)	52 (30)	16 (17)	1 (0)	0 (0)	138 (119)
割合 (%)	50.0 (60.5)	37.7 (25.2)	11.6 (14.3)	0.7 (0)	0 (0)	100.0 (100.0)

オ 家族構成（表19）

家族構成は、「未婚の子と同居」が39.1%と最も多く、次いで、「夫婦のみ世帯」が23.9%であった。

表19 家族構成

	単独世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別した等しい同居	子夫婦と同居	その他①	その他②	その他③	不明	合計
人数	8 (10)	33 (41)	54 (39)	17 (8)	9 (12)	3 (5)	3 (2)	11 (3)	0 (0)	138 (119)
割合 (%)	5.8 (8.4)	23.9 (34.5)	39.1 (32.8)	12.3 (6.7)	6.5 (10.1)	2.2 (4.2)	2.2 (0.8)	8.0 (2.5)	0 (0)	100.0 (100.0)

その他①：その他の親族と同居（子と同居せず、子以外の親族と同居している場合）

その他②：非親族と同居（二人以上の世帯員から成る世帯のうち、親族関係にない人がいる世帯）

その他③：その他（既婚の子も未婚の子も同居、本人が入所・入院、他の選択肢に該当しない場合）

カ 虐待者との関係（表20）

被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は、「息子」が41.8%と最も高く、次いで「夫」が22.7%であった。

なお、1件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数138件に対し虐待者人数は141人であった。

表20 被虐待者から見た虐待者の続柄

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟・姉妹	孫	その他	合計
人数	32 (41)	10 (7)	59 (45)	21 (19)	2 (0)	2 (3)	1 (4)	7 (2)	7 (3)	141 (124)
割合 (%)	22.7 (33.1)	7.1 (5.6)	41.8 (36.3)	14.9 (15.3)	1.4 (0.0)	1.4 (2.4)	0.7 (3.2)	5.0 (1.6)	5.0 (2.4)	100.0 (100.0)

(7) 虐待への対応策

ア 分離の有無（表21）

虐待への対応として、「被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例」が17.2%で、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」は63.3%であった。

表21 虐待への対応策としての分離の有無

	件数	割合 (%)
被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例	31 (39)	17.2 (45.1)
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	114 (68)	63.3 (21.8)
対応について検討、調整中の事例	8 (8)	4.4 (6.0)
虐待判断時点で既に分離状態の事例（別居、入院、入所等）	20 (35)	11.1 (21.1)
その他	7 (5)	3.9 (3.2)
合 計	180 (155)	100.0 (100.0)

※ 虐待への対応には、令和2年度以前の虐待判断事例のうち、令和3年度に入って対応を行ったものを含むため、合計件数は令和3年度の虐待判断事例件数138件と一致しない。

イ 分離を行った事例の対応（最初に行った対応）（表22）

分離を行った事例の対応は、「契約による介護保険サービスの利用」と「介護保険サービス、医療機関等以外の住まい・施設等の利用」が25.8%と最も多かった。

表22 分離を行った事例の対応の内訳

	件数	割合 (%)
契約による介護保険サービスの利用	8 (10)	25.8 (25.6)
やむを得ない事由等による措置	2 (2)	6.5 (5.1)
緊急一時保護	1 (5)	3.2 (12.8)
医療機関への一時入院	6 (7)	19.4 (17.9)
上記以外の住まい・施設等の利用	6 (9)	19.4 (23.1)
虐待者を高齢者から分離（転居等）	7 (5)	22.6 (12.8)
その他	1 (1)	3.2 (2.6)
合 計	31 (39)	100.0 (100.0)

ウ 分離していない事例の対応の内訳（表23）

分離していない事例の対応では、「経過観察」が43.9%、次いで「養護者に対する助言・指導」が38.6%であった。

表23 分離していない事例の対応の内訳

		件数	割合 (%)
経過観察（見守り）		50 (28)	43.9 (41.2)
経過 観察 以外 の 対応	養護者に対する助言・指導	44 (28)	38.6 (41.2)
	養護者自身が介護負担軽減のための事業に参加	0 (1)	0.0 (1.5)
	被虐待高齢者が新たに介護保険サービスを利用	5 (6)	4.4 (8.8)
	既に介護保険サービスを受けてはいるが、ケアプランを見直し	8 (11)	7.0 (16.2)
	被虐待高齢者が介護保険サービス以外のサービスを利用	6 (1)	5.3 (1.5)
	その他	14 (7)	12.3 (10.3)
合 計(累計)		127 (82)	

※ 割合は、合計（人数）114人に対する割合

エ 権利擁護に関する対応（表24、25）

権利擁護に関する対応として、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用状況について把握した。成年後見制度については、「利用開始済」が12人、「成年後見制度利用手続き中」が5人であり、そのうち、市町村長申立の事例は10人（83.3%）であった。

また、「日常生活自立支援事業の利用」を開始した人はいなかった。

表24 成年後見制度の利用状況

	人数
成年後見制度の利用	17 (8)
a) 成年後見制度利用開始済	8 (8)
b) 成年後見制度利用手続き中	5 (0)
上記 a)、b)のうち市町村長申し立ての事例	10 (7)

表25 日常生活自立支援事業利用状況

	人数
日常生活自立支援事業の利用開始	0 (0)

オ 調査対象年度末時点の対応（表26）

令和4年3月31日時点の対応状況として、「対応継続」が35.6%、「終結」が64.4%であった。

表26 調査対象年度末時点の対応状況

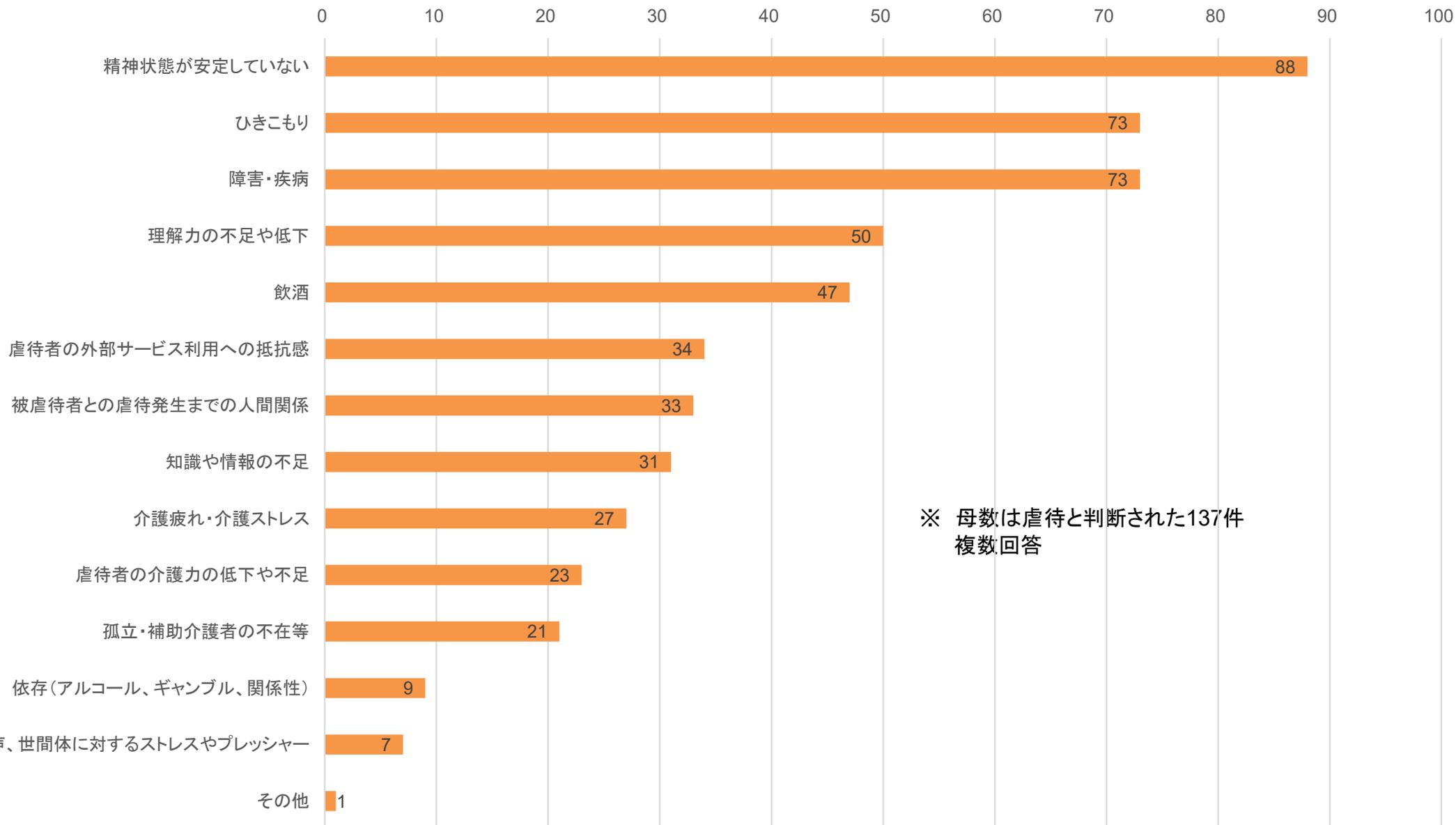
	件数	割合（%）
対応継続	64 (63)	35.6 (40.6)
終 結	116 (92)	64.4 (59.4)
合 計	180 (155)	100.0 (100.0)

※ 虐待への対応には、令和2年度以前の虐待判断事例のうち、令和3年度に入って対応を行ったものを含むため、合計件数は令和3年度の虐待判断事例件数138件と一致しない。

令和3年度 養護者による虐待の発生要因（宮崎県）

虐待者の要因

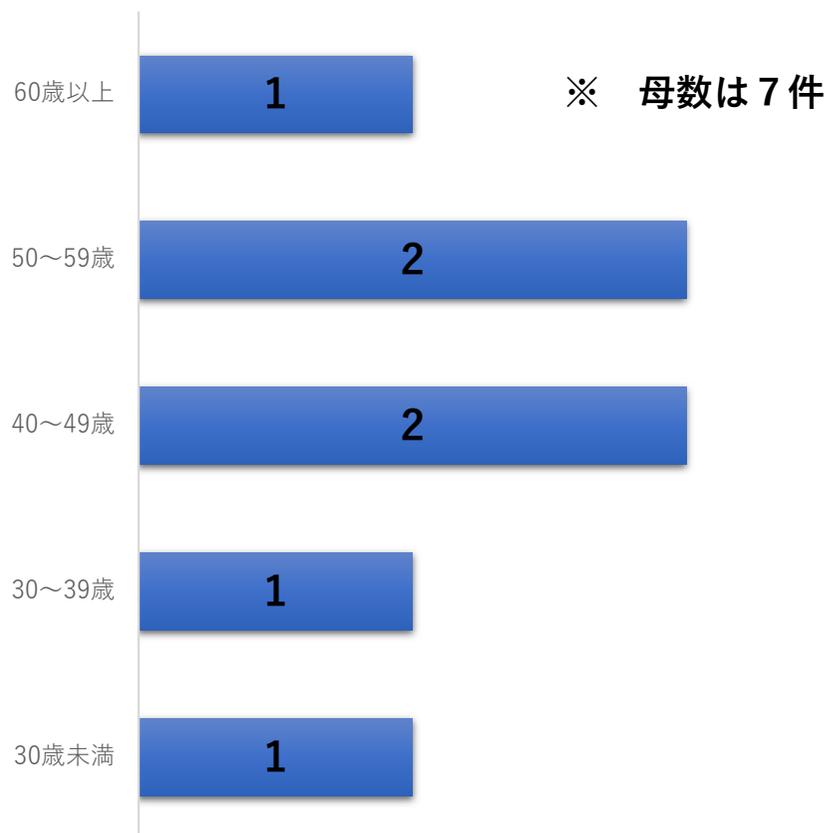
(件)



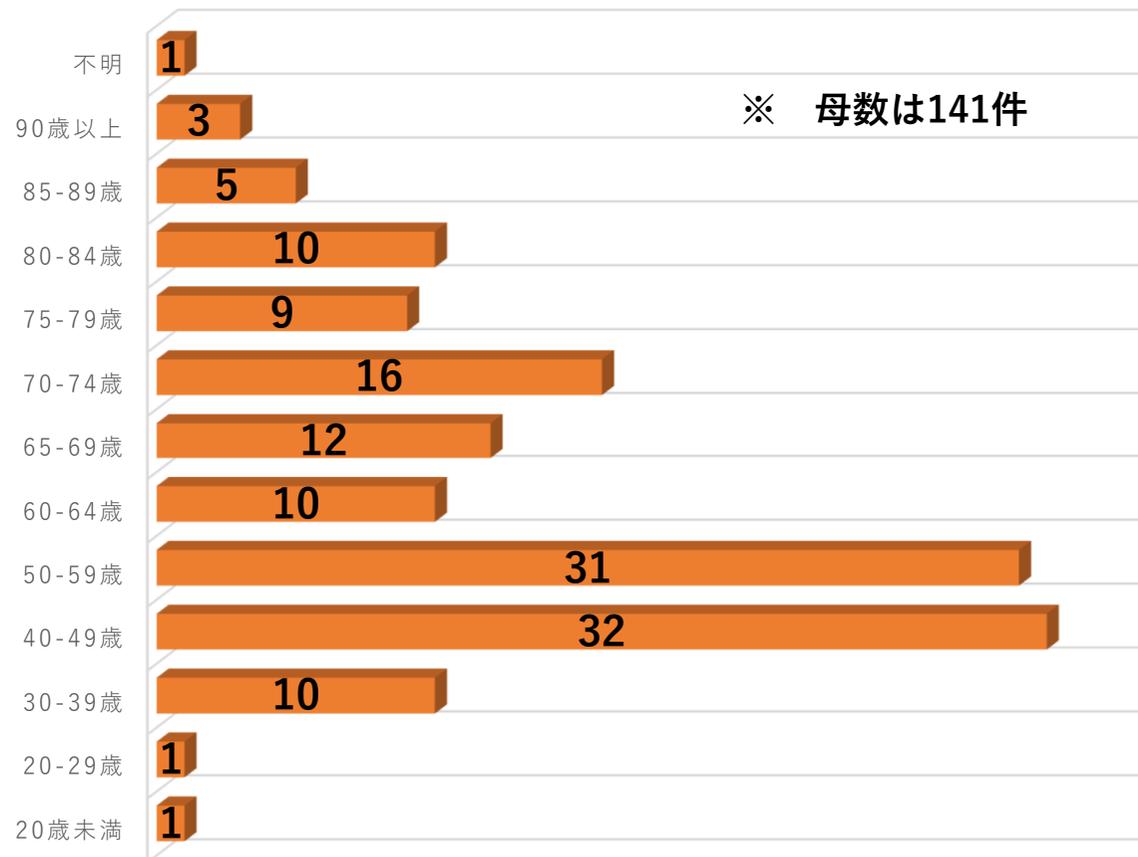
※ 母数は虐待と判断された137件
複数回答

令和3年度 虐待者の年齢階級（宮崎県）

養介護施設従事者



養護者



3 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について（表27）

市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、令和3年度末の状況を調査した。

表27 市町村における体制整備等に関する状況（26市町村 令和3年度末現在）

		実施済み	未実施
高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知	市町村数	26	0
	割合（％）	100	0
地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修	市町村数	26	0
	割合（％）	100	0
高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動	市町村数	13	13
	割合（％）	50.0	50.0
居宅介護サービス事業者に法について周知	市町村数	15	11
	割合（％）	57.7	42.3
介護保険施設に法について周知	市町村数	16	10
	割合（％）	61.5	38.5
独自の高齢虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	市町村数	19	7
	割合（％）	73.1	26.9
民生委員、住民、社会福祉協議会からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	市町村数	19	7
	割合（％）	73.1	26.9
介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	市町村数	7	19
	割合（％）	26.9	73.1
行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	市町村数	8	18
	割合（％）	30.8	69.2
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	市町村数	24	2
	割合（％）	92.3	7.7
地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	市町村数	22	4
	割合（％）	84.6	15.4
法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	市町村数	20	6
	割合（％）	76.9	23.1
老人福祉法による措置に必要な居室確保のための関係機関との調整	市町村数	24	2
	割合（％）	92.3	7.7
高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるように生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	市町村数	22	4
	割合（％）	84.6	15.4
高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるように保健所、精神保健センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化	市町村数	15	11
	割合（％）	57.7	42.3
虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	市町村数	26	0
	割合（％）	100	0
居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等	市町村数	23	3
	割合（％）	88.5	11.5

県における高齢者虐待防止の取組について

1 宮崎県高齢者虐待防止連絡会議の開催

(1) 会議の設置目的

宮崎県における高齢者虐待防止対策を総合的に推進するとともに、関係機関の連携を図る。

(2) 令和3年度

開催日	令和3年11月16日（火）
開催場所	宮崎県企業局庁舎1F 県電ホール
議 事	ア 県内における高齢者虐待の状況について イ 県における高齢者虐待防止の取組について ウ 意見交換

(3) 令和4年度

開催日	令和5年1月23日（月）
開催場所	宮崎県企業局庁舎1F 県電ホール
議 事	ア 県内における高齢者虐待の状況について イ 県における高齢者虐待防止の取組について ウ 意見交換

2 高齢者虐待防止研修会の開催（委託事業）

(1) 事業目的

高齢者に関わる関係機関・団体の職員等を対象に、高齢者虐待防止のための資質向上を図り、高齢者虐待防止を推進することを目的とした研修会を開催する。

(2) 事業主体

宮崎県社会福祉協議会（宮崎県高齢者権利擁護支援センター）への委託により実施。

(3) 令和3年度実績

① 市町村職員等に対する研修会

開催日	令和3年6月21日(月) 令和3年6月23日(木)	令和3年7月26日(月)
開催場所	オンライン	オンライン
対象者	市町村職員、 地域包括支援センター職員	市町村職員、 地域包括支援センター職員
参加者数	63名	37名
研修内容	ア 県からの報告 イ 講義 「高齢者虐待防止法の理解と市町村の責務」 ウ 講義 「高齢者虐待と権利擁護」	ア 講義・演習 「養護者による高齢者虐待への対応について～事例を踏まえて、帳票活用のポイント」

② 養介護施設従事者等に対する研修会

開催日	令和3年11月5日(金)	令和3年11月9日(火)
開催場所	オンライン	
対象者	養介護施設従事者等	
参加者数	118名	
研修内容	ア 県からの報告 イ 講義・演習 「身体拘束・虐待防止の教育方法について学ぶ」	

(4) 令和4年度実績・計画

① 市町村職員等に対する研修会

開催日	令和4年6月16日(木)	令和4年7月19日(火)
開催場所	オンライン	オンライン
対象者	市町村職員、 地域包括支援センター職員	市町村職員、 地域包括支援センター職員
参加者数	99名	70名
研修内容	ア 県からの報告 イ 講義 「高齢者虐待防止法の理解と市町村の責務」 ウ 講義 「高齢者虐待対応と権利擁護」	講義・演習 「養護者による高齢者虐待への対応について～事例を踏まえて、帳票活用のポイント」

② 養介護施設従事者等に対する研修会

開催日	令和4年9月26日（金）	令和4年10月18日（火）
開催場所	オンライン	オンライン
対象者	養介護施設従事者等	養介護施設従事者等
参加者数	46名	51名
研修内容	ア 県からの報告 イ 講義・演習 「身体拘束・虐待防止の教育方法について学ぶ」	

3 高齢者虐待対応支援事業の実施（委託事業）

(1) 事業目的

市町村による高齢者虐待事案への適切かつ迅速な対応が図られるよう支援するとともに、市町村における高齢者虐待対応ネットワークの形成と機能強化を図る。

(2) 運営主体

宮崎県社会福祉協議会（県高齢者権利擁護支援センター）への委託により実施。

(3) 事業内容

① 市町村等に対する相談対応

県高齢者権利擁護支援センターに相談員を配置し、市町村や地域包括支援センター等からの高齢者虐待に関する相談に応じる。

② 高齢者虐待対応専門職チームによる相談対応等

市町村及び地域包括支援センターからの要請に基づき、県高齢者権利擁護支援センターが必要と認める相談事例について、県弁護士会と県社会福祉士会で構成する「高齢者虐待対応専門職チーム」が助言等を行う。また、市町村等が主催する高齢者虐待に関する研修会に、講師として高齢者虐待対応専門職チームを派遣する。

③ 市町村との意見交換会の実施

市町村における高齢者虐待防止や対応の課題を確認し、今後の支援の在り方の参考とする。

(4) 事業実績

① 市町村等に対する相談対応

項目	R2年度	R3年度	R4年度
市町村、地域包括支援センター等からの相談	29件	112件	35件

※令和4年度は11月末日までの実績

ア 高齢者虐待対応支援事業の活用を図るため、市町村を巡回し事業の説明を行い、あわせて各市町村における虐待対応の体制等に関する相談にも応じるほか、地域包括支援センターにも訪問を実施している。

イ 市町村、地域包括支援センター等からの相談（電話、FAX、メール等）に応じ助言を行った。

② 高齢者虐待対応専門職チームによる相談対応等

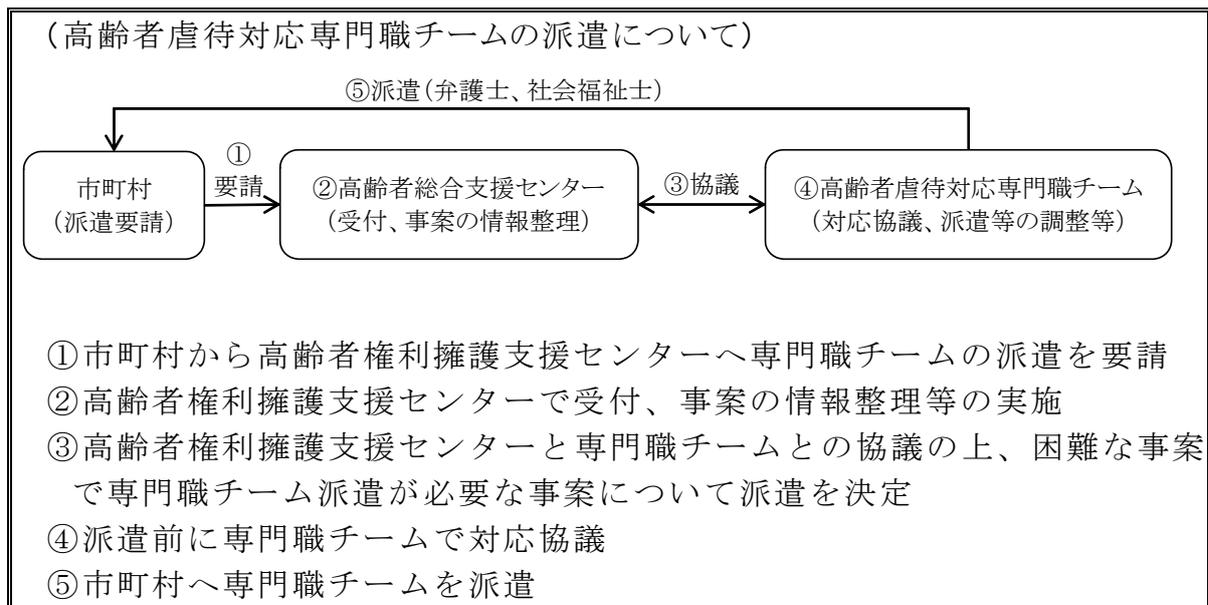
項目	R2年度	R3年度	R4年度
高齢者虐待対応専門職チーム派遣	2件	6件	2件
高齢者虐待対応専門職チームによる電話（FAX）相談	9件	16件	7件
講師派遣	0回	2回	5回

※令和4年度は11月末日までの実績

ア 市町村からの要請に基づき、高齢者権利擁護支援センターが必要と認める事案について、高齢者虐待対応専門職チームを1件に対して、弁護士及び社会福祉士を各1名、ケース検討会へ派遣した。

イ 市町村等からの相談（電話、FAX、メール等）に応じ、専門職派遣チームによる即効性のある回答を行った。

ウ 市町村等が主催する高齢者虐待に関する研修会に、講師として高齢者虐待対応専門職チームの会員を派遣し、理解促進を図った。



③ 市町村との意見交換会の実施

開催日	会場	参加市町村
令和4年10月3日(月) 令和4年10月5日(水)	オンライン	20市町村(31名) 専門職チーム(弁護士4名、社会福祉士4名)

④ 高齢者虐待対応事例集の作成

各市町村からの実際の虐待対応事例を踏まえた事例集を作成し、各市町村担当課、高齢者虐待対応専門職チーム員、宮崎県社会福祉士会事務局に対して送付した。

【配布先】

各市町村担当課	52部 (各担当課26ヶ所×2部)
高齢者虐待対応専門職チーム員	29部
宮崎県社会福祉士会事務局	2部
計	83部

4 高齢者虐待防止の啓発（委託事業）

高齢者虐待の防止や成年後見制度の活用を図るため、広く県民に学習機会や情報を提供し、高齢者が安心して暮らすことができるまちづくりを支援するため、団体・グループ等を対象に出前講座を実施した。介護の中で起こりうる高齢者に対する虐待がどういうものなのか、どうすれば減らすことができるのかなど、事例を交えた内容とした。

項目	R2年度	R3年度	R4年度
高齢者虐待防止、成年後見制度の活用や手続き、セルフネグレクト等	5件 (155人)	7件 (134人)	1件 (23人)

※令和4年度11月末までの実績

協議事項（委員提出）

1 コロナ禍における高齢者施設等の面会制限について

相談者	坂元委員（認知症の人と家族の会）
内容	コロナ禍により、高齢者施設や医療機関において面会が制限された状況が続いたことで、外部との接点が少ない状況が発生しており、それが虐待に繋がることも考えられる。 コロナ禍における高齢者施設等の面会制限について、工夫できる点等、皆様のご意見を伺いたい。

2 施設入所者の費用未収への対応について

相談者	川越委員（宮崎県老人保健施設協会）
内容	本人の年金収入は施設の費用を支払うに十分であることは把握しているが、利用料が自動で引き落とされる際に残高不足となることがあり、キーパーソンである、本人の子供の使い込みを強く疑う事例がある。 この事例のような経済的なネグレクトが発生した場合、現状では、施設は未収の費用を回収する方法が少ないと感じている。 このような場合に、施設側はどのように費用を回収すればよいか、法的な観点等からご教示いただきたい。

3 加害者（養護者）が精神疾患を有している場合の対応について

相談者	山崎氏（県警本部）
内容	加害者（養護者）が精神疾患を有しているケースで、現場の状況等により、被害者（本人）の保護や入院にまで至らず、さらには被害者自身が加害者との同居の意思を示す場合など、本人の安全確保ができず、対応に苦慮することがある。 このように、加害者（養護者）が精神疾患を有しており、入院や病院受診に応じない場合、有効な措置等があればご教示いただきたい。

※本会議時の報告事項に含まれているご意見は掲載しておりません。

高齢者虐待の定義等

宮崎県福祉保健部長寿介護課
医療・介護連携推進室

高齢者虐待防止法の施行

平成18年4月1日から「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が施行されました。

この法律では、高齢者虐待の定義や高齢者虐待に対する対応方法等を定めています。

高齢者虐待の定義

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を、65歳以上の高齢者に対して、養護者（高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの）及び養介護施設従事者等によって行われる行為とし、次の5つに分類しています。

- 身体的虐待
高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
【具体的な例】
 - 平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、やけど・打撲をさせる
 - ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする など
- 介護・世話の放棄、放任
高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること
【具体的な例】
 - 入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている
 - 水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある など
- 心理的虐待
高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
【具体的な例】
 - 排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる
 - 怒鳴る、ののしる、悪口を言う、侮辱を込めて子供のように扱う
 - 高齢者が話しかけているのを意図的に無視する など
- 性的虐待
高齢者にいせつな行為をすること又は高齢者をしていせつな行為をさせること
【具体的な例】
 - 排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する
 - キス、性器への接触、性交渉を強要する など
- 経済的虐待
高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること
【具体的な例】
 - 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
 - 本人の自宅等を本人に無断で売却する など

高齢者虐待の防止等に対する市町村、県の役割

- 市町村の役割
高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な保護者に対する支援について、市町村が第一義的な役割を担う。
- 県の役割
市町村に対する助言・援助、情報提供、高齢者虐待の状況の公表等を行う。

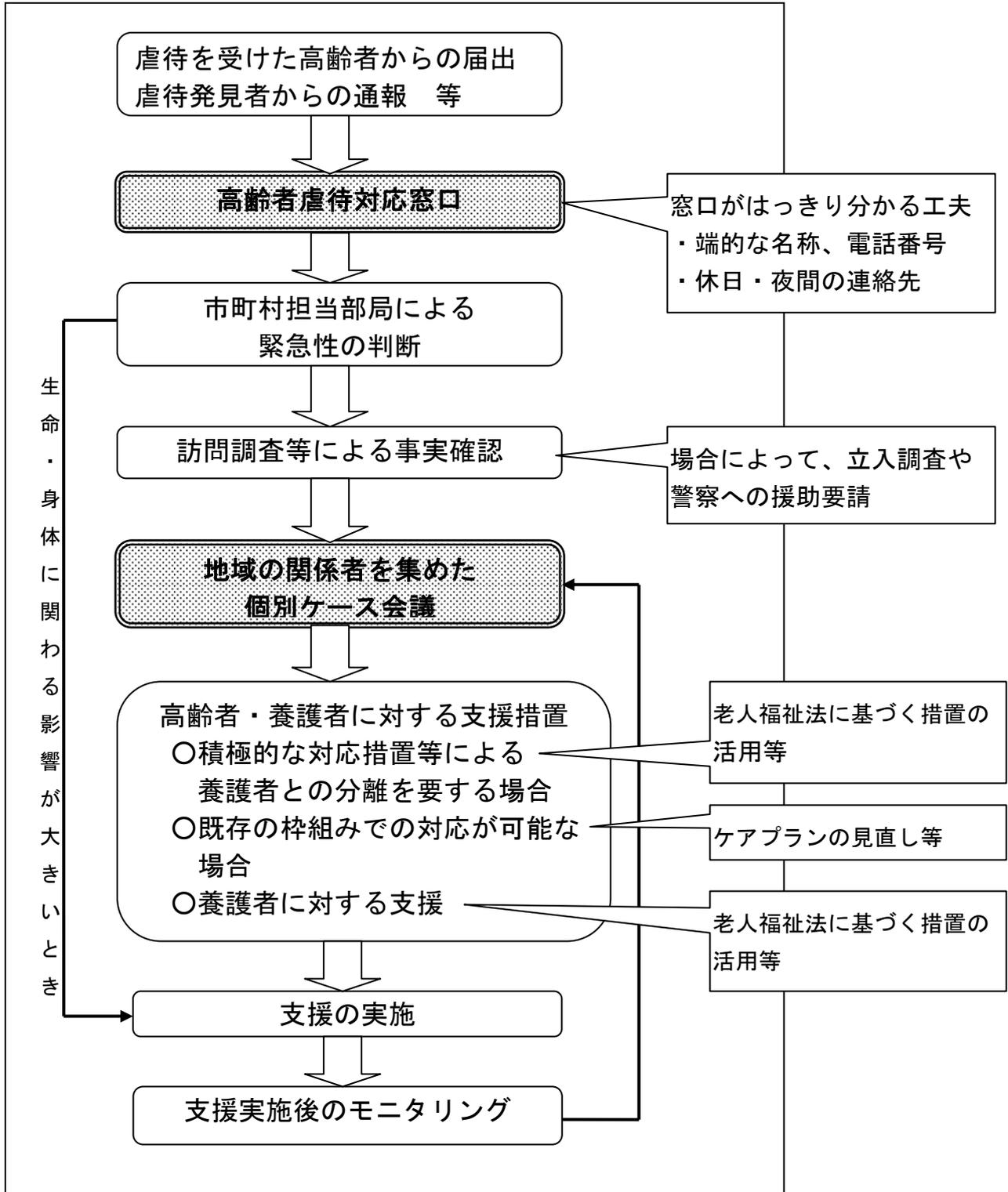
高齢者虐待に気づいたら、市町村の担当窓口にご連絡ください。

(令和4年4月1日現在)

市町村	所 属	連 絡 先	
		電 話	F A X
宮崎市	介護保険課	0985-21-1777	0985-31-6337
都城市	介護保険課	0986-23-3184	0986-23-2143
延岡市	健康長寿課	0982-20-7203	0982-26-8227
日南市	長寿課	0987-31-1162	0987-21-1410
小林市	長寿介護課	0984-22-3008	0984-23-4934
日向市	高齢者あんしん課	0982-66-1022	0982-56-1423
串間市	福祉事務所	0987-72-1123	0987-72-0310
西都市	福祉事務所	0983-32-1010	0983-41-1382
えびの市	介護保険課 地域包括支援センター	0984-35-1112	0984-35-0653
三股町	高齢者支援課	0986-52-8634	0986-52-9069
高原町	総合保健福祉センター ほほえみ館	0984-42-2581	0984-42-4550
国富町	保健介護課	0985-75-9423	0985-75-9400
綾 町	福祉保健課	0985-77-1114	0985-77-2094
高鍋町	健康保険課	0983-26-2008	0983-23-6303
新富町	福祉課健康長寿推進室 地域包括支援センター	0983-33-6056	0983-33-4862
		0983-33-5727	0983-33-4862
西米良村	福祉健康課	0983-36-1114	0983-36-1560
木城町	福祉保健課 地域包括支援センター	0983-32-4734	0983-32-2737
		0983-32-2729	0983-32-2737
川南町	福祉課	0983-27-8008	0983-27-1767
都農町	福祉課	0983-25-5714	0983-21-2017
門川町	健康長寿課	0982-63-1140	0982-63-1356
諸塚村	住民福祉課	0982-65-1119	0982-65-0032
椎葉村	福祉保健課	0982-68-7510	0982-68-7511
美郷町	健康福祉課	0982-66-3610	0982-66-3137
高千穂町	保健福祉総合センター	0982-72-1717	0982-73-1707
日之影町	町民福祉課 保健センター	0982-87-3802	0982-87-3811
		0982-73-7533	0982-73-7543
五ヶ瀬町	福祉課	0982-82-1248	0982-82-1723

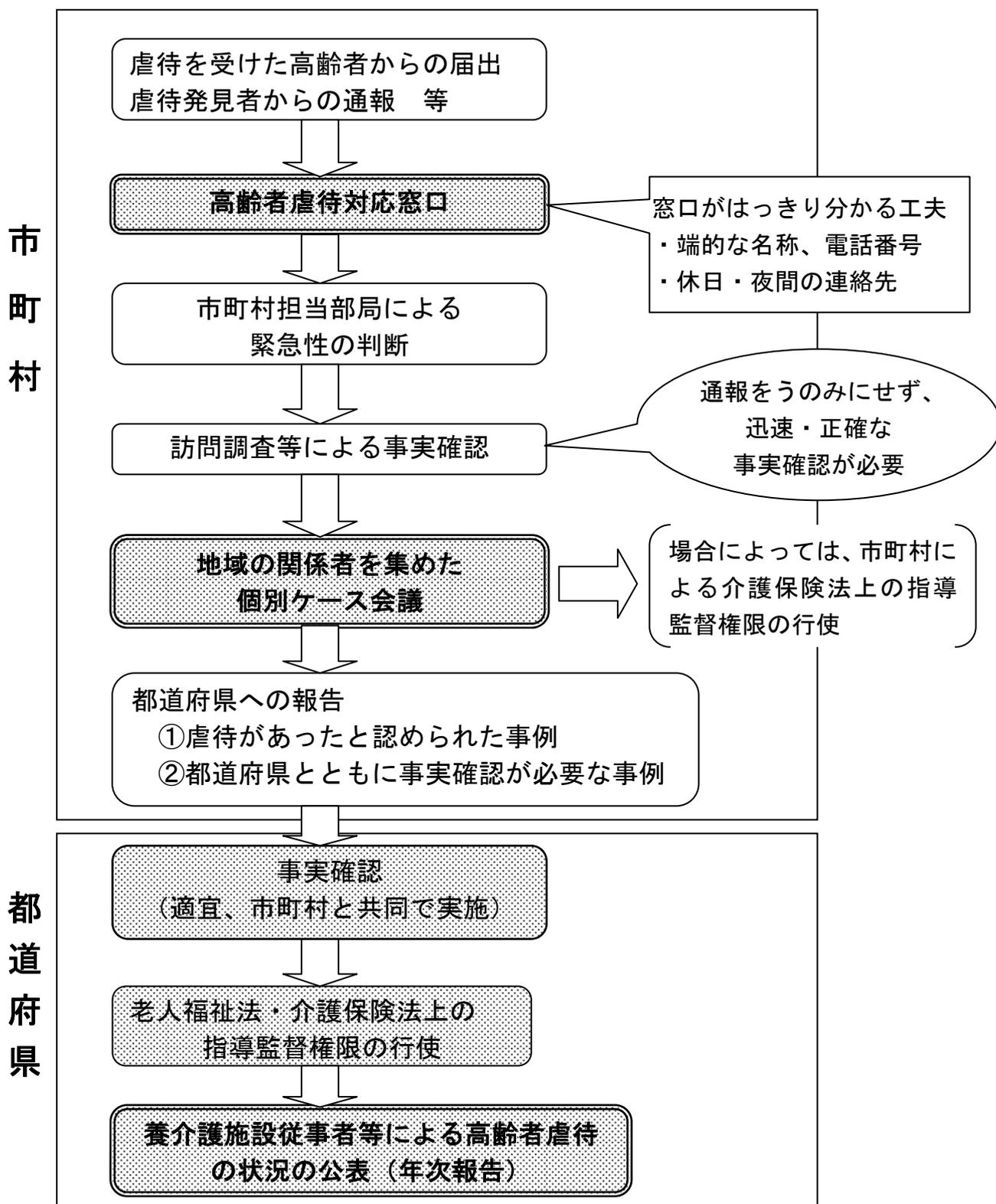
養護者による高齢者虐待への具体的な対応

(市町村における事務の流れ)



養介護施設従事者等による高齢者虐待への具体的な対応

(市町村・都道府県における事務の流れ)



○高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 〔平成17年11月9日法律第124号〕

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第5項第1号の施設の業務に従事する者及び同項第2号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

(1) 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

(2) 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

(1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第21項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第26項に規定する介護老人福祉施設、同条第27項に規定する介護老人保健施設若しくは同法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を

養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

(2) 老人福祉法第5条の2第1項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業、同条第14項に規定する地域密着型サービス事業、同条第

23項に規定する居宅介護支援事業、同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業、同条第14項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第18項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

6 65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

（国及び地方公共団体の責務等）

第3条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

第4条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（高齢者虐待の早期発見等）

第5条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第6条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第7条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第8条 市町村が前条第1項若しくは第2項の規定による通報又は次条第1項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第9条 市町村は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第10条の4第1項若しくは第11条第1項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第32条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第10条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第10条の4第1項第3号又は第11条第1項第1号若しくは第2号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第11条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第115条の46第2項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調

査又は質問をさせることができる。

- 2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第12条 市町村長は、前条第1項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

- 2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。
- 3 警察署長は、第1項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第13条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第11条第1項第2号又は第3号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第14条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第15条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第16条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第115条の46第3項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第17条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第6条の規定による相談、指導及び助言、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第14条第1項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第1項の規定により第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第18条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第19条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第20条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第21条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 3 前2項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 5 第18条の規定は、第1項から第3項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。
- 6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項から第3項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 7 養介護施設従事者等は、第1項から第3項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第22条 市町村は、前条第1項から第3項までの規定による通報又は同条第4項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- 2 前項の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第23条 市町村が第21条第1項から第3項までの規定による通報又は同条第4項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第1項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

（通報等を受けた場合の措置）

第24条 市町村が第21条第1項から第3項までの規定による通報若しくは同条第4項の規定による届出を受け、又は都道府県が第22条第1項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保すること

により、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止

及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使

するものとする。

（公表）

第25条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第4章 雑則

(調査研究)

第26条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第27条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者で行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第32条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第28条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第5章 罰則

第29条 第17条第2項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 正当な理由がなく、第11条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成18年4月1日から施行する。

(検討)

2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

○高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則
〔平成18年3月31日号外厚生労働省令第94号〕

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第22条の規定に基づき、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則を次のように定める。

（市町村からの報告）

第1条 市町村は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「法」という。）第21条第1項から第3項までの規定による通報又は同条第4項の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待（以下「虐待」という。）の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該虐待に係る法第2条第5項第1号に規定する養介護施設又は同項第2号に規定する養介護事業の事業所（以下「養介護施設等」という。）の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- (1) 養介護施設等の名称、所在地及び種別
- (2) 虐待を受けた又は受けたと思われる高齢者の性別、年齢及び要介護状態区分（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分をいう。）又は要支援状態区分（同条第2項に規定する要支援状態区分をいう。）その他の心身の状況
- (3) 虐待の種別、内容及び発生要因
- (4) 虐待を行った養介護施設従事者等（法第2条第2項に規定する養介護施設従事者等をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日及び職種
- (5) 市町村が行った対応
- (6) 虐待が行われた養介護施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

（指定都市及び中核市の例外）

第2条 法第22条第2項の厚生労働省令で定める場合は、養介護施設等について法第21条第1項から第3項までの規定による通報又は同条第4項の規定による届出があった場合とする。

（都道府県知事による公表事項）

第3条 法第25条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 虐待があった養介護施設等の種別
- (2) 虐待を行った養介護施設従事者等の職種

附 則

この省令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則〔平成18年5月9日厚生労働省令第119号〕

この省令は、公布の日から施行する。

宮崎県高齢者虐待防止連絡会議設置要綱

平成17年5月23日
福祉保健部長寿介護課
医療・介護連携推進室

(設置目的)

第1条 宮崎県における高齢者虐待防止対策を総合的に推進するとともに、関係機関の連携等を図るため、宮崎県高齢者虐待防止連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、宮崎県における次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 高齢者虐待防止対策の総合的な推進に関すること。
- (2) 高齢者虐待に係る関係機関の連携に関すること。
- (3) 市町村及び地域レベルの高齢者虐待防止に係るネットワークの支援に関すること。
- (4) 高齢者虐待に係る情報交換に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか高齢者虐待に関すること。

(組 織)

第3条 連絡会議は、会長及び委員で構成する。

- 2 会長は、宮崎県福祉保健部次長（福祉担当）をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる関係機関及び団体の役職員をもって構成する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第5条 連絡会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(事務局)

第6条 連絡会議の事務局は、宮崎県福祉保健部長寿介護課医療・介護連携推進室に置く。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月30日から施行する。

別表

宮崎県社会福祉士会 認知症の人と家族の会宮崎県支部 宮崎県医師会 宮崎県介護支援専門員協会 宮崎県介護福祉士会 宮崎県看護協会 宮崎県地域包括・在宅介護支援センター協議会 宮崎県訪問看護ステーション連絡協議会 宮崎県老人保健施設協会 宮崎県社会福祉協議会（宮崎県高齢者権利擁護支援センター） 宮崎県人権擁護委員連合会 宮崎県民生委員児童委員協議会 宮崎県老人クラブ連合会 宮崎県老人福祉サービス協議会 宮崎県弁護士会 宮崎県市長会 宮崎県町村会 宮崎県警察本部生活安全企画課
--